

平成 21 年第 1 回多賀城市議会定例会会議録（第 2 号）

平成 21 年 2 月 23 日（月曜日）

◎出席議員（21 名）

議長 阿部 五一

1 番 柳原 清 議員

2 番 佐藤 恵子 議員

3 番 深谷 晃祐 議員

4 番 伏谷 修一 議員

5 番 米澤 まき子 議員

6 番 金野 次男 議員

7 番 雨森 修一 議員

8 番 森 長一郎 議員

9 番 板橋 恵一 議員

10 番 藤原 益栄 議員

12 番 中村 善吉 議員

13 番 吉田 瑞生 議員

14 番 相澤 耀司 議員

15 番 松村 敬子 議員

16 番 根本 朝栄 議員

17 番 尾口 好昭 議員

18 番 昌浦 泰己 議員

19 番 石橋 源一 議員

20 番 小嶋 廣司 議員

21 番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 伊藤 敏明

総務部長 澁谷 大司

市民経済部長 坂内 敏夫

保健福祉部長(兼)保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 内海 啓二

建設部長(兼)下水道部長 佐藤 正雄

総務部次長(兼)総務課長 佐藤 敏夫

市民経済部次長(兼)生活環境課長 福岡 新

建設部次長(兼)都市計画課長 鐵 博明

市長公室副理事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 菅野 昌彦

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(財政経営担当) 郷家 栄一

総務部副理事(兼)交通防災課長 伊藤 一雄

保健福祉部副理事(兼)介護福祉課長 永澤 雄一

保健福祉部副理事(兼)国保年金課長 鈴木 真

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育部長 鈴木 建治

教育部次長(兼)教育総務課長 鈴木 健太郎

水道事業管理者 板橋 正晃

上水道部次長(兼)工務課長 長田 幹

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 松戸 信博

参事(兼)局長補佐 松岡 秀樹

主幹(兼)議事調査係長 佐藤 良彦

主幹 櫻井 道子

主事 鈴木 直子

午前 10 時 00 分 開議

○議長（阿部五一）

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第 2 号のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部五一）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 99 条の規定により、議長において米澤まき子議員及び金野次男議員を指名いたします。

日程第 2 議案第 1 号 多賀城市表彰条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部五一）

日程第 2、議案第 1 号 多賀城市表彰条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（阿部五一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 1 号 多賀城市表彰条例の一部を改正する条例についてであります。これは表彰者の内申及び推薦に関する事務について、市の内部組織の改編に柔軟に対処することができるよう、関係する規定を条例から削除するものであります。

なお、詳細につきましては市長公室長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部五一）

市長公室長。

○市長公室長（伊藤敏明）

それでは御説明申し上げます。

多賀城市表彰条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

この多賀城市表彰条例につきましては、平成 17 年、18 年、19 年と、過去 3 年間、毎年改正を行ってまいりました。

その改正内容につきましては、3 回とも市長公室の設置等庁内組織の改編によるものでございました。

今回につきましても、2 月 19 日に御説明いたしました多賀城市の教育委員会事務局組織の改編、部制の廃止に伴い、条例の改正が必要となったもので、市長の説明にもありましたが、市の内部組織の改編に柔軟に対処することができるよう改正するものでございます。

それでは、資料 3 の 1 ページをお願いいたします。

新旧対照表の、（内申及び推薦）に関し規定をしております第 6 条を、全文削除するというものでございます。

なお、議決を賜りました際には、（内申及び推薦）に関します規定を、多賀城市表彰条例施行規則に追加し、規定する予定でございます。

次に、第7条（表彰審査会の設置）に関する規定の改正につきましては、表彰審査会の諮問機関としての役割が明らかとなるよう規定の整理を行い、同条を第6条とし、第8条から第12条までを1条ずつ繰り上げるものでございます。

次に、資料の1の2ページをお願いします。

この条例の施行期日につきましては、「平成21年4月1日」とするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部五一）

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。18番昌浦泰己議員。

○18番（昌浦泰己議員）

今、この条例が議会で承認を得たら、内部規定で、いわゆるこの条例に関することを決めるというような御説明がありましたけれども、我々に対して、やはりそれは4月1日でもいいですから、こういうものが決まったら、こういう規定改変があったというふうなことを、やはり知らせてほしいと私は思うのですけれども、その辺、どうでしょうか。

○議長（阿部五一）

市長公室長。

○市長公室長（伊藤敏明）

ただいま御質問の件でございますけれども、この条文をそっくり施行規則の方に持っていくますので、施行規則の方でそれを明確に、同じ条文で規定して、手続に関するということで、規則の方でうたっていきたいというふうに考えてございます。（「いや、ですから……」の声あり）

○議長（阿部五一）

18番昌浦泰己議員。

○18番（昌浦泰己議員）

ですから、4月1日に、恐らくこれは附則で施行するのですね。ですから、そのときに、議員に対してやはりこういうふうになったというふうな、いわゆるお知らせというのではないのですけれども、こういう改変をしたのだというようなことも、いつも条例で規則委任の説明ばかり受けていて、やはり我々を見る機会がないのです。その辺どういうふうに、我々が見る機会を設けてくれるのかという質問なのです。

○議長（阿部五一）

市長公室長。

○市長公室長（伊藤敏明）

そうですね。この件に関しましてはちょっと議会の事務局の方とも相談を申し上げまして、通知か何かの分でお示していく分と、それからホームページ上でもこれはきちんと見れるような形をとりたいというふうに考えてございます。

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第2号 多賀城市総合計画審議会条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部五一）

日程第3、議案第2号 多賀城市総合計画審議会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（阿部五一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第2号 多賀城市総合計画審議会条例の一部を改正する条例についてであります。これは第五次多賀城市総合計画の策定に当たり、総合計画審議会における調査審議がより多くの視点から行われるよう、同審議会の委員の委嘱に係る要件を見直しするものであります。

なお、詳細につきましては市長公室長から説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部五一）

市長公室長。

○市長公室長（伊藤敏明）

これもさきの説明会において議員の皆様にご説明を申し上げましたが、第五次多賀城市総合計画の策定につきましては、「まちづくり懇談会」を初めとして多賀城のまちづくりにかかわるさまざまな分野の方々に参画いただきながら、進めることとしております。

こうした考え方に基きまして、「まちづくり懇談会」での意見や議論を反映し、市民とともに策定してまいります総合計画という成果物について、市民を初めとするより多くの方々に調査、審議していただくため、市長の附属機関である総合計画審議会の委員の構成委員を見直すこととしたものでございます。

それでは、資料 3 の 2 ページをお願いいたします。

議案第 2 号関係資料の多賀城市総合計画審議会条例の一部を改正する条例新旧対照表により御説明いたします。

旧第 2 条第 2 項第 2 号の「市議会議員」とあるのを、新第 2 条第 2 項第 2 号の「公募に応じた本市の住民」と改め、新たに第 3 号「市の区域において活動する公共的団体の役員または職員」、及び第 4 号「前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者」を追加するものであります。

今回の改正の趣旨につきましては、先日御説明申し上げました総合計画策定方針に基きまして、住民を初めとするより多くの方々の視点で調査、審議をしていただき、議会での審議は別ステージで行っていただくという観点から、議会の議員をその構成員から除かせていただき、新たに公募に応じた市民、市内でまちづくり活動などに取り組んでいる公共的団体や市民活動団体などの役員や職員の方々等を加えるため、改正を行うものであります。

なお、総合計画の策定状況や進捗に関しましては、随時議会説明会を開催させていただきまして、御報告させていただきますので、その際に御意見等を賜り、必要となる調整、修正をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、資料 1 の 4 ページをお願いいたします。

附則でございます。「この条例は、公布の日から施行する」ものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。2 番佐藤恵子議員。

○2 番（佐藤恵子議員）

説明会で説明を受けたのですが、何かよく、ちょっと私の中でイメージがわからないのですが、市民の意見を広範に聞くというのは悪いことではないし、いいことだというふうに思います。

しかし、その説明会でも質問が出ていましたけれども、市長の方針とうまく合致しないときには、「一生懸命説明する」と、公室長は言っているのですけれども、そういうものでもないだろうというふうに思うのですが、反対するのではないですよ、賛成するのですけれども、市長は、こういう会に対してどんなイメージを持ってらっしゃるのかということをお聞きしたいと思うのです。市長がこの審議会に対して、どんなふうな感じで臨もうとしているのか、自分のこれからの市勢発展とのかかわりの中で、この会、審議会をどういうふうにとめて、どんなふうにかかわっていったらいいのかということ、市長がお考えになっている、どんなふうな思いで考えているのかということをお聞きできたらと思うのですが。今から考えるというのなら、それはそれで構いませんけれども。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

今回の改正ですが、議員の方々は、今までは第四次までは入ってきたわけですが、第五次からは市議会議員の方には入っていただかないということで、できるだけ市民との協働ということをおもった関係上、公募に応じた市民の方々、今、約七十数名、大体定員が50名というところに、70名ぐらい入っているということでございますから、まずそれを基本にして、審議会でその方々の意見を十分に取らまわすということ、私の本意でございます、やはりそれが一番基本になるのではないかと。私の、「こうしてほしい、ああしてほしい」ということ以上に、やはり市民の意見を重んじたいという思いでございます、その辺、この改正に当たりまして、ぜひ御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（阿部五一）

15番松村敬子議員。

○15番（松村敬子議員）

今回、市議会議員を抜いたということなのですが、一市民として、市議会議員が応募するとかということは、今回はもう締切終わりましたけれども、そういうことは認められるのでしょうか。

○議長（阿部五一）

市長公室長。

○市長公室長（伊藤敏明）

この件に関しましては、先日の説明会でも、「そうあるべきではないだろう」と。「議員の方々は入るべきではないだろう」ということで、結論づけられているのかというふうに思いますので、どうぞ御理解を賜りたいと思います。

○議長（阿部五一）

15 番松村敬子議員。

○15 番（松村敬子議員）

市議会議員としてではなくて、一市民としてやるということもだめなのですか。

○議長（阿部五一）

市長公室長。

○市長公室長（伊藤敏明）

その件に関しましても、全く同じような御質問がありまして、市議会議員さんとしては、別のステージでの議論ができるということでございますので、そちらの方で御意見なりを反映させていただければとこのように考えてございます。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

ちょっと細かいですけどもお聞きしたいのですが、今までは学識経験者と議会議員ということで、大体 10 名から 15 名ぐらいの編成でやってきたのではないかとこのうに仄聞しておるのですが、今回、学識経験者、応募、公募、それから公共団体の役員、あわせて「市長が必要と認める者」ということになりますと、相当広範囲な組織にといいますか、審議会メンバーになるのではないかと思います、大枠どのような構想でこの四つのもので掲げたのか、その辺の構想があればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（阿部五一）

市長公室長。

○市長公室長（伊藤敏明）

総人数としましては、25 名以内ということで規定してございまして、この中で、今、ここに掲げました分類の中から、バランスよく入っていただければというふうに考えてございます。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

そうしますと、バランスよくといいますと、「市長が必要と認める者」についても、例えばこれを 25、極端に言うなら、4 で割った場合に、その数字が出てくるわけですけども、そういう均衡あるやり方をとるという意味合いでしょうか。

○議長（阿部五一）

市長公室長。

○市長公室長（伊藤敏明）

公募によるその応募者数にもよろうかと思えますけれども、なるべくバランスよく配置できればよいというふうには現在のところ考えてございます。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

こういうものについては、2 の、公募に応じた市民、住民の問題、私は思うのですけれども、ある程度、10 人なら 10 人、8 名なら 8 名以内とかというものをきちんとしておかないとまずいのではないかと。

今回だけではないわけです。これはやはり少なくとも第五次でやるかもしれませんが、五次の修正もあるでしょうし、いろいろこの審議会というはずうつつきまとして、この五次だけのとらえではないわけですから、市の条例で定めるということは。ですから、そういうのであれば、ある程度の数字を押さえておくことが大事ではないかというふうに私は思います。

特に、「市長が必要と認める者」となると、公募との関係でどうなのかという問題も出てくると思いますので、やはり「市長が認める者」となれば、どういう理由で市長が認めたのかと、その委員として。自分が諮問しているものに対して、自分の思う人を入れていくということも誤解されやすい問題ではないかというふうに思いますので、その辺はきちんと明らかにしておいた方がよろしいのではないかと。

私は、逆に言うと、学識経験者の中に、この第 4 項が網羅されているものだというふうに従前から見ておったものですから、あえてここでその項目を載せる必要があったのかなということに、ちょっと疑問があったものですから、特にこの辺は、定数といえば大体の人数、吟味をしておいた方がよろしいのではないかというふうに思うのですけれどもいかがでしょうか。

○議長（阿部五一）

市長公室長。

○市長公室長（伊藤敏明）

今、現在、こちらで想定しているといいますが、そのきちんと決めているわけではございませんけれども、第 1 号に定める専門家は、大学の教授等、それから第 2 号に定める市民は、公募による市民、おおむね 3 名程度とか、公共的団体につきましては、商工会であるとか JA 仙台であるとか、多賀連であるとかといったような、そういうふうな人数で構成できたらいいのかというふうには、現在、当局の方では考えているというところでございます。今後さらにこの辺の人数的なものは、きちんと検討した上で定めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

ぜひ、公共団体の関係ですが、あえて言うなら、多くの社会教育活動の団体もあるわけですから、経済団体だけではなく、そういうふうな団体からもやはりつけ加えていくことが必要ではないのかというふうに思います。

できれば、公募については、3名と言わずに、もっと大きくとらえた方が、先ほど市長の答弁にありました協働という意味合いからいけば、大事な視点ではないかと思しますので、今後具体的なものを詰めていくと思しますので、その辺も十分考慮して、今までのこととちょっと若干、別な意味で市民の声を聞くのだというものに、構成そのものもそういうものにしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（阿部五一）

答弁は不要ですね。

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第3号 多賀城市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部五一）

日程第4、議案第3号 多賀城市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（阿部五一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 3 号 多賀城市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてであります。これは統計法の全部改正に伴い、改正後の統計法と多賀城市個人情報保護条例との制度間の調整を図る必要が生じたため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては総務部長から説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

それでは、議案第 3 号の多賀城市個人情報保護条例の一部を改正する条例について説明いたします。

初めに、統計法の改正概要について簡単に説明をさせていただきます。

現行の統計法は、昭和 22 年法律第 18 号として昭和 22 年 3 月 26 日に公布され、その後何度かの改正を重ねて今日に至るものであります。今回、平成 19 年法律第 53 号により、現行の統計法の全部が改正されまして、平成 21 年 4 月 1 日から施行されることになりました。

この法改正の趣旨は、公的統計が国民の事業者にとって意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることにかんがみ、公的統計の整備に関する基本計画を策定し、統計に係る対象者の秘密の保護を強化しつつ、国民や事業者が円滑に統計情報を利用できるよう、統計データの利用促進に関する措置を講ずることにより、行政のための統計から社会の情報基盤としての統計への移行を図るものでございます。

それでは、今回新たに公布されました統計法、以下、新統計法と言わせていただきますけれども、この統計法の施行に伴いまして、関係条例の改正を行う多賀城市個人情報保護条例の一部を改正する条例の内容について、新旧対照表に沿って説明をいたします。

資料 3 の 3 ページをお願いします。

現行の多賀城市個人情報保護条例第 44 条第 1 項は、統計調査によって集められた個人情報については、個人が識別されない方法で個人情報が取り扱われていること、それから、秘密の保護が図られていること、それに目的外使用が禁止されていることなどから、この条例の適用を除外しているものでございます。

今回の法改正により、条例中の統計法第 2 条に規定する指定統計については、これは新統計法では「基幹統計」に、それから、統計法第 8 条第 1 項の規定により総務大臣に届けられた統計調査については、新統計法では「一般統計調査」にかかわることになり、新統計法による廃止前の統計報告調整法の規定により、総務大臣の承認を受けた統計報告によって得られた情報については、新統計法の規定による一般統計調査に係る調査票情報とみなすこととされております。

また、県指定統計調査によって集められた情報については、従来、県の統計調査条例において情報の保護が図られていますが、今回の改正により、県などの地方公共団体の行う統計調査についても、情報保護の徹底が図られることになったことから、県において統計調査条例の改正をしているところであります。

このことから、今回改正する多賀城市個人情報保護条例第 44 条第 1 項において、新統計法に基づく基幹統計調査及び一般統計調査に係る調査票情報と各種情報の重複による被調査者の負担軽減を主な目的として、国が整備する事業所母集団データベース並びに国の行政文書に記載されている情報である行政記録情報については、新統計法において従来よりも情報の保護措置の強化が図られていることから、統計法制度と個人情報保護制度における制度間の調整を図るため、多賀城市個人情報保護条例の適用を除外するものでございます。

次に、資料 1 の 6 ページをお願いします。

附則ですが、この条例は、新統計法の施行の日であります「平成 21 年 4 月 1 日から施行する」ものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 3 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 4 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部五一）

日程第 5、議案第 4 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

○議長 (阿部五一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 (菊地健次郎)

議案第 4 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは消防団員の出勤報酬について、その活動実態に応じたものとするため、出勤報酬の支給単位を見直すものであります。

なお、詳細につきましては総務部長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 (阿部五一)

総務部長。

○総務部長 (澁谷大司)

それでは、議案第 4 号の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

資料 3 の 4 ページの、新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

ただいま市長が説明いたしましたとおり、消防団の処遇改善の一環といたしまして、別表で規定しております消防団の出勤報酬の支給単位について、これまで出勤 1 日につき 3,000 円としておりましたものを、消防団の活動実態に応じたものとするため、出勤 1 回につき 3,000 円に改正するものでございます。

消防団の活動実態としましては、例えば午前中に訓練で出勤し、その後に火災出勤や災害警戒に従事する場合など、同日数に複数回出勤をするケースがございます。現在の出勤報酬の支給単位は出勤 1 日につき 3,000 円となっているため、このような場合でも支給される出勤報酬は 3,000 円でございます。年々消防団のなり手が少なくなっている中で、新たな団員を確保していくためにも、消防団員に対する処遇改善を図っていく必要があることから、消防団の活動実態や拘束時間に見合った形に出勤報酬の支給単位を改めるものでございます。

次に、資料 1 の 8 ページをお願いします。

附則でございますが、「この条例は、本年 4 月 1 日から施行する」ものであります。

また、経過措置といたしまして、改正後の出勤報酬の支給単位につきましては、本年 4 月 1 日以後に開始する出勤から適用するものであり、同日前に出勤した出勤につきましては、従前の支給単位で支給するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長 (阿部五一)

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

趣旨には賛成なのですが、全体として支出はどのくらいふえそうだと見ているのですか。

○議長（阿部五一）

交通防災課長。

○交通防災課長（伊藤一雄）

全体の支出につきましては、これによりまして、ここ数年では1日2回出勤というようなことはございませんでしたので、これからの対応といたしましてこういった改正をするものでございますけれども、そういったことから、出勤は1日当たり、ここにも掲載しておりますけれども、3,000円ということでございまして、改定については特に見ては、これによって改定は見ておりません。（「やってみないとわからないということですね」の声あり）はい。

○議長（阿部五一）

18 番昌浦泰己議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

現行の規定でどうなっているかわからないのですけれども、もし改正があった場合、夜に出勤したと。そして、そのまま次の日を迎えるまで活動したというふうなことも、当然想定されるわけなのですけれども、ちょっと細かい話なのですけれども、この場合はずうっと出勤1回でカウントしてしまって、今の規定のように出勤2日というような格好にはならないのかと。この辺はどういうふうな取り扱いで今後はやるのか聞きたいのですが。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

基本的には出勤命令1回につきということですので、例えば、夜の11時から次の日の例えば2時、3時とか1時ごろまでかかったとします。そうした場合は2日間ということになるかもわかりませんが、1回につきというような考え方で、あと、状況によっては、やはり長い時間勤務させることがやはり無理だと場合については、次の人を出すようにと、こちらから出勤命令を出すことによって、2回なり3回なりと、やはり勤務時間なりをこちらでもある程度考えながらやっていく必要があると思うのです。そういうことで考えておりました。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

であれば、1回の出勤の拘束時間、例えばおおむね4時間なり5時間なりを見て、再出勤をやるというその目安をある程度しておかないと、そのとき、そのときでばらばらになっ

てしまうと、不平、不満が出てくる可能性がありますから、大体の目安をきちんと決めておかなければいけないのではないのかというふうに思うのですけれども。その辺まで、実施に当たっては細かくある程度しておかないとまずいのではないかと。特に、分団長会議等があるようですので、そういうところで、その辺の現場に合わせたそういうものをきちんとしておかないと、混乱が起きる可能性があるので、その辺はどういうふうに考えておられるのか。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

その辺を、基本的にはおおむね大体 4 時間程度なのかなというふうな部分は持ってください。大体今までの出勤状況を見ますと、おおむね大体 4 時間以内で大体終わっているようでございます。訓練は別にしましても、おおむね大体そのぐらいで終わっているようですから、その辺はあと分団長さんたちなどと相談しながら、大体そういう運用でやっていきたいというふうには考えておりました。

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 4 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 5 号 多賀城市交通安全指導隊条例及び特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部五一）

日程第 6、議案第 5 号 多賀城市交通安全指導隊条例及び特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

○議長 (阿部五一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 (菊地健次郎)

議案第 5 号 多賀城市交通安全指導隊条例及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは交通安全指導隊員に係る退職報償金制度を廃止し、あわせて年額報酬の引き上げ等を行うため、関係する条例について所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては総務部長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 (阿部五一)

総務部長。

○総務部長 (澁谷大司)

それでは、議案第 5 号の多賀城市交通安全指導隊条例及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明させていただきます。

まず、改正の趣旨でございますが、交通安全指導隊員に対する退職報奨金につきましては、前回もちょっと説明会で説明させていただきましたけれども、これまで宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合報償条例に準じて支給してきたところでございますが、退職報償金制度について、地方自治法上、疑義が生じる点があったため、法令遵守の見地から、退職報償金制度を廃止するとともに、交通安全指導隊員の年額報酬について、交通安全指導隊員の活動実態に即した額に増額するものでございます。

つまり、出勤報酬なり年額報酬については、きちんと法律上は支給してもいいとはなっているのですけれども、退職金についてはきちんとした法律がないと出してはだめですというような形になっているものですから、今回、その辺の部分を見合った形で、年額報酬の方にちょっと指導隊員のことも考えまして、ちょっと加算させていただいて、改正をするというような趣旨でございます。

それでは、資料 3 の 5 ページの、新旧対照表をごらん願いたいと思います。

まず、第 1 条の規定による改正であります多賀城市交通安全指導隊条例の一部改正ですが、第 12 条の「退職報償金」を削り、第 13 条の (委任) を第 12 条に改めるものでございます。

次に、6 ページの方をお願いしたいと思います。

第 2 条の規定による改正であります特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正ですが、これは交通安全指導隊の年額報酬を一律「1 万 7,000 円」増額するほか、出勤報酬の支給単位を改正するもので、別表交通安全指導隊の項中、隊長にあっては「7 万 700 円」を 1 万 7,000 円プラスする形になりますので「8 万 8,400 円」に、「出勤 1 日」を「出勤 1 回」に、それから副隊長については「5 万 7,300 円」を「7 万 5,000 円」に、班長につきましては「4 万 7,100 円」を「6 万 4,800 円」に、隊員に

つきましては「2万 2,300円」を同様に1万 7,000円をプラスするような形で「4万円」にそれぞれ改正するものでございます。

次に、資料1の10ページをごらん願いたいと思います。

附則でございますが、第1項（施行期日）につきましては、「この条例は、平成21年3月31日から施行する」ものでございます。ただし、第2条の規定は、「同年4月1日から施行する」ものでございます。

次に、第2項（経過措置）でございますが、この条例の施行の際、現に多賀城市交通安全指導隊条例第2条に規定する多賀城市交通安全指導隊の隊員である者であって、交通安全指導隊の隊員として5年以上勤務しているものに対しては、その者の勤務年数及び職に応じて、附則別表に掲げる額の報酬を支給すること。

第3項として、第2条の規定による改正後の特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定中交通安全指導隊の出動報酬に係る部分は、平成21年4月1日以降に開始する出動について適用し、同日前に開始した出動についてはなお従前の例によること。

それに、第4項として、前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な経過措置は規則で定めるものでございます。

なお、附則別表の金額につきましては、宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合報償条例に規定する額であり、隊長については分団長の退職報償金制度を、副隊長については同様に副分団長の、それから班長については班長の、隊員については団員の額を適用するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。10番藤原益栄議員。

○10番（藤原益栄議員）

附則の施行期日についてなのですが、3月31日から施行というのは、何か私、議員になって初めて見たような気がするのですが、なぜ3月31日と4月1日と二つあるのか、説明をお願いします。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

これは、実を言いますと、退職報償金と出すということではなくて、一時給付金という考え方で出すものですので、それで4月1日からはもう年額報酬になって、退職金はもうなくなりますので、その以前のものについては、退職報償金についてはこととして廃止するものですから、30日までにやめる人については一時金として支給するというものでございまして、ちょっとその辺で違っている部分なのかとは思うのですけれども。（「ますますわからなくなりました」の声あり）

○議長（阿部五一）

10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

ますますわからなくなりました。なぜ 4 月 1 日から施行してはだめなのかというのがよくわからないのです。

○議長（阿部五一）

ではもう一回。総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

4 月 1 日からは退職報償金なり、一時給付金なりはすっかりなくなっているのです。4 月 1 日からの分はここですっかりなくしているわけなのです。ですから、一時給付金なりの部分は全然出ないことになるのです。3 月 31 日までの分については出しますけれども、やめる人については出しますけれども、4 月 1 日からの人には退職金というものは出さないということになっていきますので、その前の分について一時給付金として、現在いる人たちには出しますと、そういうことからなのですけれども、よろしいでしょうか。

○議長（阿部五一）

藤原益栄議員、いいですか。（「いいことにします」の声あり）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

確かに、今、藤原議員がおっしゃられるのを、わからない条例の説明だなと思うのです。端的に、この別表の報償金を払うための措置ではないのですか、これ。簡単に言えば。それが一つです。

もう一つ。報償金ということになっていきますね、退職の場合。それをなぜ報酬に置きかえたのか、この別表を。廃止することによっての報償金がなくなるわけです。であれば、今までの分のものを一時的に支払いをして、もうなくするという条例だと思うのです。そうすれば、報酬というよりも、私は報償金ではないかというものの扱いになるのではないのかというふうに思うのですけれども、その辺は、今、条例上、いや、こういうことだからこうなのだというのがあれば一つ。

もう 1 点、出勤 1 回については、消防と同じようにおおむね 4 時間程度という理解をしておいていいのか。その 3 点についてお伺いします。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

まず、退職報償金の関係につきましては、考え方としてはそういうことでございます。

それと、先ほどの退職報償金なのですけれども、これは法律上、自治法の規定上、「給与その他条例に基づかずに一切の給与その他の給付を支給してはならない」という規定がございます。

そういう部分がございますので、やはり抵触するおそれがあるので、一時給付金というふうな部分ですと、報償ではなくて、給付の方に入ってきますので、ですから、自治法上はそちらの方がいいのではないかとということで、今回は退職報償金、8節の方の報償費の方にはしない形で、今回改正させていただいて、それで支給させていただくというような考え方で出させていただきます。

それから、指導隊についても、消防団とほぼ同じような考え方に基づいて出していきたいというふうを考えております。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

中のもの、報酬と報償金の関係ですけれども、条例で定めればいいのですから、今までも条例で定めてきて、自治法に抵触しそうなので、来年平成 21 年度から廃止するのだというのであれば、今までの支給の文言で支給した方が、私は正当性があるのではないかと。今まで報償金で支払いしてきたのが、みずからが否定するような格好になるのではないかと。同じような性格のものでありますから。性格が違うものであれば、今、部長がおっしゃったことでよろしいのでしょうか、性格が同じようなものであれば、今までの名称で進めた方が、対外的にも統一的なものになっていくのではないかと。ただ平成 21 年度からはこういうわけですから、宮城県全体がこういうふうになってきているので、多賀城市もこういうふうにしていくのだというのであれば、それで私は正当性があると思えますけれども、報償金の問題について正当性がないような、今までやってきたのがまずかったようなものに誤解されやしないかと。同じようなものですので。その辺はどう検討されたのかどうか。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

その辺もちょっと内部の方でやはりいろいろ議論がございまして、ただ、従来やってきた退職報償金につきましては、私、市従来の考え方からすると、やはり消防団と同じように、指導隊員につきましてもやはり一生懸命やっただいているのでということで、退職報償金という条例で定めればいいのではないかとということで、3月31日までの分についても、決して条例は今の条例でもおかしいというわけではないというふうに私どもも認識しております。

ですけれども、若干のその疑いがあるものでしたら、やはりよりいい形に直していくべきではないだろうかということで、その退職報償金を支給するにしても、やはり一時金的な発想でやった方がよりいいのではないかとということで、今回、その辺を改めさせていただいて、平成 20 年度分については一時金的な形で出させていただきます、新年度からそれをなくしたということでございます。

決して今までやってきたのが間違っていたということでは考えておりませんでした。ただ、今後やはりやっていく中では、余り好ましいことではないということで、今回改正するという考え方でございます。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

わからないこともないので。御説明していただいて。ただ、これがちょっと疑いがあるからやめるといふ条例ですから、そしてその清算をするための別表ですから、ですから今までと同じような整合性をとった方がいいのではないかというのが私の思いです。

ですから、そういうことが指摘された場合には、きちんと、そうではないのだと、こういうことなのだということを明らかにできるように、統一的に、だれに聞かれてもそういうふうだというぐあい、統一的に説明できるようにしておいてほしいと。今ここでやりとりしてもしょうがございませんので、そういうふういきちんと内部統一を図っていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

○議長（阿部五一）

18 番昌浦泰己議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

いろいろとちょっと確認したいことがありますて、まずもって、この間の説明会、それから今の総務部長の説明を聞くと、いわば5年以上10年未満指導隊員として頑張っていた方には、一時金として3月31日にお支払いするのだという理解でいいのだなと思っいるところす。

では、3月31日の日を基準として勤務年数5年以上というふうな判断をするのだらうと想像するところでございますけれども、いわばこれが、先ほどから私、議案第1号でも申し上げたように、規則委任なのです。判断日がいつなのだというのは書いていないわけです、ここに。3月31日において5年以上というのを想定していると思うのですけれども、いわゆる規則委任なので、我々にはそのいつが判断日なのか、基準日はいつなのだというのはわからない、確かに施行期日でそれを示しているといえ、それで終わりなのですけれども、やはりこういうときは規則を、附則の4、この辺で確かに規則委任をしているのですけれども、この辺あたりも議会資料として、あるいは説明会のときに、この辺あたりもやはり説明してほしかったと思うのです。

それで、今、私が申し上げたような考えでいいのかが1点です。

次に、この附則の4、「必要な経過措置は規則で定める」という、必要な経過措置とは何を想定してここで書かれているのか、この2点です。

○議長（阿部五一）

交通防災課長。

○交通防災課長（伊藤一雄）

お答えいたします。

前段の質問についてであります、おっしゃるとおりでございます。あくまでも退職報償金というのは3月30日の基準日でございます。

それから、規則でどのような事項を定めているのかというふうな質問でございますが、まず、本市の交通安全指導隊条例及び特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の施行に伴いまして、経過措置に関する規則の概要を申し上げますと、趣旨、そ

れから勤務年数の算定、さらには報酬の支給基礎となる職等を規定いたしたいとこのように考えております。

○議長（阿部五一）

18 番昌浦泰己議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

わかりました。私は、やはり今度はそういう経過措置などの規則も、ある程度説明会を開いているのであれば、こういうことなのだというふうなことも、一行説明していただきたいと思います。

それと、いわば根源となる法がないけれども、消防団との兼ね合いから、今までよその県などで廃止していたなどという、この間説明がありましたけれど、これ全都道府県、全市町村すべてでこのようなことが、報償ですか、出していたと想定していいのかと。これが 1 点です。

2 点目、そうなれば、各市町村はこのように、今議会のような形で、こういう形で報償金をやめて、今後はいわゆる報酬の方でというふうなやり方を、全都道府県などと聞くと大きくなりますので、宮城県内では、そういう動きが各市町村にあるのだなということを確認したいと思います。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

県内の市町村は、今回の 2 月議会で大体皆、ほとんどが出しております。中には去年中に出しているところもありますけれども、そういうことになっております。

町村会の方につきましても、今回で全部直すというふうになっております。

それから、ちょっと先ほど、私、一律年額報酬の方に 1 万 7,700 円と言ったつもりだったのですけれども、何か 1 万 7,000 円と私言ったようでしたので、その辺、訂正をお願いしたいと思います。年額報酬に各 1 万 7,700 円を加算した金額で今回改正させていただいておりますということですので、訂正させていただきたいと思います。（「もう 1 点、都道府県的にやったのかというのを聞いているのです。すべての県、都道府県とか」の声あり）

○議長（阿部五一）

交通防災課長。

○交通防災課長（伊藤一雄）

全国的には、先日も申し上げましたとおり、東北地方では秋田とそれから岩手というふうなことでお答え申し上げます。

それから、県内では、市部につきましては、全市 13 市が廃止を今年度予定しておりまして、町村におきましては、全町村がこの 3 月で報償金の支給は廃止すると、このようなことのようにございます。

○議長（阿部五一）

18 番昌浦泰己議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

確かに後段は、部長そして課長からの答弁で納得したのですけれども、いわば、この交通安全指導隊員の報償というのは、消防団の方と倣って、こういう質問も何なののですけれども、全都道府県的に、全市町村的にこういうのが慣行としてあったのかと私は聞いているのです。どうなのでしょう。

○議長（阿部五一）

交通防災課長。

○交通防災課長（伊藤一雄）

全国的には、その都道府県によっていろいろな形態でこの交通安全の街頭指導等をやっておるといようなことで、とりわけて東北地方は、本市のような、宮城県でも同様でありますけれども、こういった指導隊という隊を編成して、そして設置の条例を定めて運用しているといようなことでは聞いております。

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 5 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩といたします。再開は 11 時 10 分であります。

午前 11 時 00 分 休憩

午前 11 時 11 分 開議

○議長（阿部五一）

時間が少し過ぎてしまいました。再開をいたします。

日程第 7 議案第 6 号 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部五一）

日程第 7、議案第 6 号 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（阿部五一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○議長（阿部五一）

議案第 6 号 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは昨今の急激な経済不況と本市の財政状況が依然として厳しい状況にあることにかんがみ、平成 20 年度に引き続き平成 21 年度についても、私及び副市長の給料及び期末手当の支給額を減額するものであります。よろしく願いいたします。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 6 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 7 号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部五一）

日程第 8、議案第 7 号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（阿部五一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 7 号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは議案第 6 号で御審議いただいた案件と同様に、教育長の給料、期末手当の支給額を減額するものであります。よろしくお願ひいたします。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 7 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 8 号 多賀城市介護保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部五一）

日程第 9、議案第 8 号 多賀城市介護保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（阿部五一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 8 号 多賀城市介護保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例についてですが、これは介護保険特別会計における事業勘定区分を平成 20 年度限りで廃止することに伴い、条例における引用部分を改めるものであります。

なお、詳細につきましては保健福祉部長から説明させますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（阿部五一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

それでは、資料 3 の 9 ページ、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

ただいま市長の方から御説明ありましたように、介護保険特別会計を保険事業勘定と介護サービス事業勘定に区分して経理をいたしておりましたが、これまで直営で行っておりました包括的支援事業を民間委託したことによりまして、平成 20 年度限りで介護サービス事業勘定を廃止することとしたため、この条例におきましても保険事業勘定を特定して表現する必要がなくなるために、文言を整理するものでございます。

次に、資料 1 の 17 ページ、附則をごらんいただきたいと思います。

「この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する」ものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(阿部五一)

これをもって質疑を終結いたします。

○議長(阿部五一)

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部五一)

御異議なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部五一)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第9号 多賀城市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例について

日程第11 議案第10号 多賀城市介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長(阿部五一)

この際、日程第10、議案第9号 多賀城市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例について及び日程第11、議案第10号 多賀城市介護保険条例の一部を改正する条例についての2件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

○議長(阿部五一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(菊地健次郎)

議案第9号 多賀城市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例について及び議案第10号 多賀城市介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。これは平成21年度以降の介護報酬の増額改定に伴い、国から介護従事者処遇改善臨時特例交付金が交付されることから、これを積み立てるための基金条例を制定するとともに、第4期介護保険事業計画

に基づき介護保険料を改定するため、多賀城市介護保険条例の改正を行うものでございます。

なお、詳細につきましては保健福祉部長から説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部五一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

初めに、議案第9号の多賀城市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例について御説明をさせていただきます。

資料1の19ページをごらんいただきたいと思います。

去る19日の議員説明会で御説明申し上げましたとおり、国では、平成21年度の介護報酬改定に伴う保険料の急激な上昇を抑制するため、当該改定による平成21年度の保険料上昇分につきましては全額、平成22年度の保険料上昇分につきましては半額に相当する額を、平成20年度中に国庫交付金として市町村に交付することとしております。

この交付金を積み立てるための基金を新たに設置するものでございます。

この基金の処分につきましては、第5条に規定しておりますとおり、平成21年、22年両年度の介護保険料の抑制と、保険料抑制に係る広報啓発に要する経費等に充てる場合としているものでございます。

次のページの、施行期日でございますが、「この条例は、公布の日から施行し」、平成24年3月31日、つまり第4期の事業期間の満了をもって失効するものとしております。

続きまして、議案第10号の多賀城市介護保険条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

初めに、資料3の10ページをごらんいただきたいと思います。

10ページの表でございますが、第4期事業計画期間における所得段階別の保険料、対象者の一覧を掲載してございます。

基準月額、事前に説明しました国からの介護従事者処遇改善臨時特例交付金や、介護保険財政調整基金を活用することによりまして、表の中ほどの第4段階、3,900円で第3期事業計画から据え置きとしてございます。

また、第4段階のうち、所得の低い方々に対する軽減措置を講じ2区分にすること、従来の5段階を2分割することによりまして、全体で8段階、九つの区分の段階設定とすること。各段階における対象者、保険料の月額、乗率につきましては、去る19日の議員説明会において説明させていただいたとおりでございますので、省略をさせていただきたいと思います。

次に、次のページ、新旧対照表で説明させていただきます。

まず、第2条でございますが、保険料率を第4期介護保険事業計画に基づき算定いたしました、平成21年度から平成23年度までの保険料率に改めるものです。

また、本市では、これまで介護保険法施行令で基準としております所得段階数から1段階ふやし、7段階としていましたが、平成18年度の所得税法の改正によりまして、所得段階が上がった方々等に対しまして配慮し、さらにもう1段階加えて8段階の設定とするもので、これを第5号として新たに追加したものでございます。

第16条及び第17条につきましては、平成20年5月28日に公布されました介護保険法一部改正で、条項の繰り下げの改正がありましたので、引用箇所の改正を行うものでございます。

その他の改正条項等につきましては、これまでの説明の改正に伴いまして文言等の整理をするものでございます。

それでは、資料1の23ページをごらんいただきたいと思います。

附則でございますが、これは次の24ページになります。第1条は、この条例の施行期日を、「平成21年4月1日とする」としたものでございます。

ただし、第16条及び第17条第2号の改正規定につきましては、介護保険法の施行期日に合わせまして、「5月1日から施行する」としたものでございます。

次に、第2条では、経過措置を定めております。「新条例の保険料に係る規定は、平成21年度以後の保険料に適用する」としたものでございます。

次の、第3条は、保険料率の特例を定めたものでございます。条例本文の第2条に定めます第4段階に区分される方々のうち、本人の所得が低い、これは前年の公定年金等の収入金額及び合計所得金額の合計額が80万円以下の方々でございますが、この方々に対し、平成20年10月24日に公布されました介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定に関する政令の一部を改正する政令に基づきまして、平成21年度から23年度の間、第4段階に軽減の区分が設けられまして、これを適用するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより一括質疑に入ります。ありませんか。10番藤原益栄議員。

○10番（藤原益栄議員）

まず一つは、基金の関係なのですが、先ほど説明ありましたように、介護報酬の引き上げ分について、平成21年度全額、22年度半額、国が負担するのだと。そのお金が20年度中に来るので、基金に積み立てて、支出するのだと、こういうお話でした。

そうすると、基本的には、平成22年度末で基金がなくなるのではないかというふうに思うのですが、この基金条例が24年3月31日まで生きていくということについては、どういうふうに理解すればいいのかということですか。

それから、国から交付されるお金というのは、あくまでも概算で支給されると思うのですが、平成22年度末でその実績が出てきますが、その精算はどういうふうになるのか。余分に来た分については、そのまま使っていいのか、それとも返せというようなことになるのかということについてお答えいただきたいと思います。

○議長（阿部五一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

最初の質問でございますけれども、あくまで原則として平成 21 年、22 年度の中で、21 年度については全額分、22 年度については半額、そういった目安で来ておるわけですが、23 年度までその分を使ってもいいというふうな形になってございます。

したがって、この介護保険の事業期間の中でそういったものを処分をするといいますか、基金使用等の部分については使うということになります。

それから、2 番目の質問で、余ったらどうするのかと、これは当然、国の方に返してくださいというふうな形で通知が来てございます。

○議長（阿部五一）

10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

平成 22 年度で精算したら、23 年度も使っていいというような話はなくなるのではないかという気がするのですが、それは精算のやりとりぐらいはあるかもしれませんが、23 年度に。ですけれども、22 年度の事業について、実際上、お金を使うということはないかという気がするのですが、それはどう考えればいいのですか。

○議長（阿部五一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

国が国庫から交付する算定の基準として、全額分、半額分というふうな形で計算しておりまして、実際、その保険者サイドとしましては、それらを、仮に 3 年にわたって均等にならしてとかというふうな使い方をしてもいいというふうな形になってございます。

これは何かといいますと、介護報酬の上昇になかった分を、そこからそのお金を充てて賄ったのだというふうなことが、わかるようにというふうな趣旨になります。ですから、そうならなかった部分については、国庫に返してくださいというふうな形になるわけでございます。

○議長（阿部五一）

10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

そうすると、国と市の精算基準と言ったらいいでしょうか、国が市に出す基準というのは、その介護報酬引き上げ分の、平成 21 年度が全額、22 年度が半額というふうなことでまずお金は来ると。ですけれども、来たお金については、使い方は自治体でいろいろな使い方をしていいと。ただし、その介護報酬が引き上がったことについて、どういうふうに使われたのか、そこを明確にしなければいけないということ、この基金条例の生きている期間が長くなるというふうに理解すればいいのだということですか。

○議長（阿部五一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

ですから、くどいようですけれども、あくまで介護報酬の改定に伴う財源措置ということになりますので、それらがやはり明確にされるということが、国としては必要になってこようかと思えます。ですから、その限りにおいては、その事業期間の中でそれらを消化をしていくというふうになるかと思えます。

要するに、その部分として来たお金なので、わけのわからないような形にしてはだめですというふうな形なのだろうと思えます。

○議長（阿部五一）

10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

その件はいいです。

それから、議案第 10 号関係の方なのですけれども、この間、説明会のときにいただいた資料の 4 ページに、「各年度末実質基金保有額の推移」というのがあります。多賀城の場合ですが、前期末の平成 17 年度の基金が 1 億 2,793 万 2,000 円、それが平成 20 年度末では 2 億 5,990 万 6,000 円になる見込みだということです。かなりふえたわけですね。これは全国的な傾向も同じだったようでありまして、全国的には 3 年前の約倍の 3,800 億円になっただろうというふうに言われております。

結局、これは、費用と保険料算定に目測の狂いがあったということに、結果的にはなるのではないかというふうに思うのですが、それはどういうふうに理解すればいいのでしょうか。

○議長（阿部五一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

目測の狂いというそのとらえ方を、どうとらえるかによっても多分答えが違ってこようかと思えますけれども、平成 18 年度を初年度とする第 3 期のその介護保険事業計画の中では、いわゆるその予防介護という方々が出てきているわけなのです。ですから、その辺をどういった形で事前に予測できたかということによりまして、この辺の保険料と実際のその給付料とのとらえ方が出てこようかと思えます。

そういった部分が、ある意味、効果の一つは生んだのかというふうな見方もできようかと思えます。

ただ、厳密に、ではどの程度というふうな話になりますと、なかなかその辺は捕捉しがたい部分かと。

ですから、第 3 期と第 4 期で、この辺がだんだん明らかになってくるのかというふうな感じがしております。

○議長（阿部五一）

10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

第4期は、そのたまった基金についてかなり取り崩して、介護保険料を抑えるようにしますということですね、これは。

それで、ちょっと私、気になっているのは、要介護認定についても、平成21年度から変更になりますね。それで、政府でいろいろモデル事業等をやったようなのです。その中では、どうも実態よりも軽くなる傾向にあると。今度のものについては、とりわけ要介護5の人が軽く判定される傾向が見られるというふうに新聞等では報道されています。

そうしますと、結局、利用がまた抑制されて、基金を取り崩して、ずうっと基金が減っていくという予定なのだけれども、実際は使う方が抑制されて、また基金がそのままふえていくなどということはないのだろうか。どうもその辺が今回の要介護認定の見直しの中では懸念しているのですが、これは心配し過ぎだということになるのでしょうか。

○議長（阿部五一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

事業計画につきましては、今、現在、予測し得る範囲の中で、どの程度の給付があって、どういった形で、いわゆる出現率の関係もございますので、そういったものとのバランスを考えて事業計画を算定するわけですが、先ほど予防介護との関係も出ましたけれども、例えば、一生懸命その辺の取り組みをやったことによって、重度化する人が抑制されたり、あるいは出現率が低下したりというふうなこともございましょうし、それから、第4期につきましては、比較的元気な高齢者の方々が保険事業を支えるという姿になってこようかと思えます。これは第5期ぐらいまで続くわけですが、そういったような形からも出てこようかと思えますので、あくまでその辺の予測のその精度をどこまで高くするかというふうな話になると、なかなか難しい問題にはなろうかと思えますけれども、今、私どもが把握し得るこの3カ年の予測の中では、このような形で、ですから、第3期で積み上がった基金を取り崩す形で、あくまでその保険料を上げない算段で、今回のその事業計画を立てたということでございます。

○議長（阿部五一）

2番佐藤恵子議員。

○2番（佐藤恵子議員）

今の藤原議員の関連になるかと思うのですが、部長がちょっと答弁されましたけれども、実際、やはり本人の現在の生活のありようと、それからどう見ても認定の度合いと合わないという思う、私たちが通常つき合っている中で、私、何回もここで言っているのですけれども、実際にはいらっしゃるのです。

その方は、背骨の神経が細くなる病気で、大変歩くのに困難をきわめている方なのですが、頭が認知状況にないということで、見直しのたびに認定が軽くなるということがあるのです。年にとって、そしてそういう病気も大変なのに、認知症がないために、認知の度合いが低いために、認定が要支援2から1になったり、そういうことになってきている人がいるわけです。市民の中には、そして、結局、それがためにサービスが使えなくなったり、あるいは利用したいという施設に入れなかったりするという人がいるのです、実際に。

ですから、やはりそういうところはきちんと実態を見て、その人にこたえられるような制度にしていかないと、介護保険の精神は生きていかないというふうに私は思うのですけれども、今回また見直しがされますし、そうなると、具体的に言うと、私の頭の中にある方はどうなるのだろうというふうにいつも心配しています。

この今回の見直しの影響を検証していくために、介護給付適正化事業というものが、今度国で創設されたようです。ぜひこれなどをしっかり、お金は大してついていないようでも、要介護認定実態調査事業というのが新設されたようですので、こういうものを使いながら、そういう境界線にいる方が、本当に今、この認定でいいのかどうかというあたりを、しっかり検証していただきたいというふうに思うのですけれどもいかがですか。

○議長（阿部五一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

制度自体がやはり正しく運用されるということが、制度に対する信頼にもつながってまいりますので、その辺はしっかりと対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（阿部五一）

16 番根本朝栄議員。

○16 番（根本朝栄議員）

これはたしか国の第 2 次補正予算の措置ではないかと、このように思うわけですが、先ほど説明がありましたように、介護従事者が非常に賃金も安くて大変だと、事業者も大変だと、こういう現状のもとで、平成 21 年度から 2.8%ですか、3%ですか、介護報酬を上げるということで、その分保険料にかかってくるので、その分を基金を設けて対応すると、こういう状況だと思いますが、介護を担当している方にとって、今、事業者、あるいは介護従事者がどのような状況になっているか、現場で。その認識、あるいは状況をまずお知らせいただきたいと思います。

○議長（阿部五一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

その辺の具体的な状況につきましては、介護福祉課長の方から答弁させますのでよろしくお願いします。

○議長（阿部五一）

介護福祉課長。

○介護福祉課長（永澤雄一）

事業者が今どうなっているのかという御質問でございますが、

私がちょっと具体的に把握している事業者はわずかでございますが、やはりこのごろ、平成 18 年以降、急激に収支が悪化しているというのは事実であろうと思います。

○議長（阿部五一）

16 番根本朝栄議員。

○16 番（根本朝栄議員）

収支が悪化している状況の中で、やはり介護従事者の賃金もなかなか大変だというのが現状だ、ということで理解してよろしいですか。そうですね。

それで、この措置をすることによって、介護従事者がどの程度賃金のアップになるのかというのは把握しておられますか。

○議長（阿部五一）

介護福祉課長。

○介護福祉課長（永澤雄一）

具体的にはまだ詳しくは出しておりませんが、私が得ている情報では、やはり都会部、東京、大阪近郊は相当人件費に反映するようですが、この付近では、少なくとも多賀城では、2.8%に相当するような反映はないのではないかという情報を今得ております。

○議長（阿部五一）

16 番根本朝栄議員。

○16 番（根本朝栄議員）

そうすると、何パーセントぐらい反映されると把握しておられますか。

○議長（阿部五一）

介護福祉課長。

○介護福祉課長（永澤雄一）

1、2%程度ではないかと思えます。

○議長（阿部五一）

7 番雨森修一議員。

○7 番（雨森修一議員）

一つお尋ねしますけれども、介護をする側の平均年齢は大体どれぐらいかわかりますか。平均年齢ですが、20 代、30 代だとか、平均的年齢。それによって、逆に介護する側の健康管理ということがとらえられるわけなのです。する側が病院に通っているような状況が現在見られているのです。腰を傷めてしまって大変だと。ですから、若い女性が腰に生のゴムを結びつけて、その上から服をかぶせているような状況なのです。ですから、年齢的なものがわかればお知らせください。

○議長（阿部五一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

実際、家庭の中での介護の状況の御質問かと思えますけれども、（「違います」の声あり）介護事業者の中での話でしょうか。（「そうです。例えば特別養護老人ホームとか、特養の中で介護している人の」の声あり）ちょっとその辺については把握してございませんので、ここでは答弁しかねます。（「では、またわかれば、お知らせいただきたいと思います」の声あり）

○議長（阿部五一）

今のは回答はいいですね。（「お願いできますか。わかれば」の声あり）

10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

先ほどの根本議員の質問に対する答弁なのですけれども、介護報酬 3%引き上げというのは、一律ではないということなのですか。東京、大阪、名古屋は例えば 5%とか、多賀城あたりは 1%とかというように格差がつけられているということなのですか。なぜそういうふうになるのか、私よくわからないのですけれども。大都市部と地方と、そういうふうになってしまうのかというのがわからないのですけれども。

○議長（阿部五一）

介護福祉課長。

○介護福祉課長（永澤雄一）

私どもでも、その差についての詳しい情報はまだ得ておりませんが、実際に施設で試算した数字をもとに申し上げている数字でございます。

○議長（阿部五一）

10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

でも、介護報酬を引き上げるのですから、それは保険で保証するということでしょう。介護報酬で 3%引き上げられるということは、その人件費を保険の中で保証するということなのでしょう。ですから、施設によって、ある施設は 1%しかなかったとか、ある施設は平均よりいっぱい伸びたとか、というようなことにならないのではないかと思いますので、その辺の仕組みをよく説明してほしいのですけれども。

○議長（阿部五一）

介護福祉課長。

○介護福祉課長（永澤雄一）

詳しい正確なことは申し上げられませんが、恐らく地域加算、そういったものに重点が置かれているのではないかとこのように考えられます。

○議長（阿部五一）

10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

そうすると、詳細はまだ政府から来ていないということなのですか。そのいわゆる介護報酬 3%引き上げなるものが、具体的にどういうふうに引き上げられるかというその詳細な通知等については、来ていないということなのですか。

○議長（阿部五一）

介護福祉課長。

○介護福祉課長（永澤雄一）

私どもでまだ詳細なその検討は行っていないということでございます。

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより各議案ごとに採決いたします。

まず、議案第 9 号 多賀城市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 10 号 多賀城市介護保険条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここでお昼の休憩といたします。再開は午後 1 時であります。

午前 11 時 48 分 休憩

午後 1 時 00 分 開議

○議長（阿部五一）

それでは再開いたします。

日程第 12 議案第 11 号 多賀城市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部五一）

日程第 12、議案第 11 号 多賀城市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（阿部五一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 11 号 多賀城市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてありますが、これは乳幼児の通院に係る医療費助成の対象年齢について、4 歳未満児までとしていたものを、義務教育就学前までに拡大するため、条例の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては保健福祉部長から説明させますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（阿部五一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

それでは、資料 3 の 15 ページをお願いいたします。

議案第 11 号関係資料の多賀城市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表により御説明いたします。

第 4 条につきましては、ただし書きを削除するものでございます。これは条例第 2 条及び第 3 条の規定により、助成対象となる乳幼児の定義を、「6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者」、つまり義務教育就学前までのものをいうと規定してございます。

第 4 条のただし書きにおいて、「4 歳以上の者の医療費の助成は、入院に限る」としておりますので、このただし書きを削除することで、入院及び通院ともに義務教育就学前までを医療費助成の対象とするものでございます。

附則をごらん願ひます。資料 1 の 26 ページをごらんいただきたいと思います。

1 の、施行期日につきましては、「平成 21 年 4 月 1 日から施行する」ものでございます。

2 の、経過措置でございますが、「この条例による改正後の多賀城市乳幼児医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた療養の給付等に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた療養の給付等に係る医療費の助成については、なお従前の例による」ものとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。2 番佐藤恵子議員。

○2 番（佐藤恵子議員）

質問といたしますか、ちょっと感想を述べさせていただきたいと思います。

本当に長い間、私たちの要望でもありました、議会全体の要望でもありましたことで、実現してよかったというふうに思います。

このことについては、やはり担当者が長いこと、やりたいという思いも一緒になって実現されてきたのだというふうに思うのです。ですから、こうすることで、今から何かいろいろな要求が出てくるのですけれども、そういう意味では、担当者の方々にも常にそういうポリシーを持った、やはり実現したいという思いを本当に強く持って、さまざまな政策の実現と一緒に当たっていただきたいというふうに、今思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（阿部五一）

16 番根本朝栄議員。

○16 番（根本朝栄議員）

このたびの 11 号議案ですけれども、未就学児童まで通院も拡大するということで、仙台市に隣接している多賀城市にとっては、人口の流出、若い子育て世帯の方々、多賀城市に住んでも、平等に恩恵を受けられるということございまして、市長の英断をまず評価したいと思います。

県内市町村で、これで恐らく 2 市を除いては、ほとんど未就学児童までになるということでございますけれども、県内の町村を見ると、まだまだやっていないところもあるということで、宮城県内全体を見ると、まだ統一はされていないという状況でございますから、そういう状況の中で、まずばらつきがあるということ認識した上で、宮城県に対しましても、ぜひともいろいろな担当者レベルの会合のときには、やはりその均衡化を図るべきではないかと、こういうことで積極的に申し入れをしていただきたい。12 月議会では、県と、そして国は、国の制度となるようということで、議会の総意として意見書も提出しておりますので、その辺の取り組みをまず県に対してお願いしたいとこのように思いますがいかがでしょうか。

○議長（阿部五一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

議員おっしゃるとおりでございます。いわゆるユニバーサルサービスとしての乳幼児医療費の助成というふうな形が、今後ともその望ましい方向なのかというふうに思っておりますので、当局を含めて、議会の皆さんにも、今後とも県なり国なりにその辺の要望を強く出していきたいというふうに思っております。

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 11 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 13 議案第 12 号 多賀城市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部五一）

日程第 13、議案第 12 号 多賀城市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（阿部五一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 12 号 多賀城市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。これは、児童福祉法の改正により、小規模住居型児童養育事業が実施されることに伴い、同

事業の対象となる扶養義務者のない児童について、国民健康保険の被保険者から除く必要が生じたため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては保健福祉部長から説明させていただきますので、よろしくご説明申し上げます。

○議長（阿部五一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

それでは、資料 3 の 16 ページをお願いいたします。

議案第 12 号関係資料の多賀城市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表により御説明させていただきます。

第 4 条でございますが、ただいま市長から申し上げましたとおり、児童福祉法の改正により、新たに創設された小規模住居型児童養育事業を行うものに養育されている児童で、「扶養義務者のいない者を国民健康保険の被保険者とししない」とする規定でございます。

改正前の規定では、児童福祉法の規定によりまして、児童福祉施設に入所している児童または里親に委託されている児童で、「民法の規定による扶養義務者のいない者は被保険者とししない」と規定しております。

これは、扶養義務者のいない児童の医療費につきましては、児童相談所が発行する受診券により、医療費の全額を児童相談所で負担することから、国民健康保険の被保険者としないと規定しておりました。

今回の児童福祉法の改正によりまして、里親制度が改正されました。平成 21 年 4 月 1 日から、小規模住居型児童養育事業、これは通称「ファミリーホーム」と呼んでいるのですが、これが創設されることになったものです。この事業は、5 人以上の里子を養育する里親が、小規模住宅型児童養育事業を行う際の要件などが規定整備されたものでございます。

この小規模住居型児童養育事業を行う者、これは里親などになるわけですが、ここに委託されている児童で、「民法の規定による扶養義務者のないもの」についても、児童相談所が発行する受診券により、児童相談所が医療費の全額を負担することになりますので、国民健康保険の被保険者とししないというふうに追加するものでございます。

次に、民法の交付年及び法令番号を、「明治 31 年法律第 9 号」を「明治 29 年法律第 89 号」に改正するものでございます。

この民法につきましては、制定当時のいきさつから、二つの法律番号があると考えられておりました。それは、財産法の制定年であります明治 29 年法律第 89 号と、家族法の制定年であります明治 31 年法律第 9 号の二つでございます。

そのため、当市の国保条例の第 4 条では、家族法の制定年である明治 31 年法律第 9 号を用いていたわけですが、その後、国におきまして、民法の改正時には、すべて明治 29 年法律第 89 号を用いるとした見解を平成 11 年に示しておりますことから、今回、国の見解に合わせて改正を行うというものでございます。

また、その他条文内の字句の改正を行うものでございまして、漢字の「者」から平仮名の「もの」へ改めるものでございます。

それでは、資料1の28ページをごらんいただきたいと存じます。

附則をごらん願います。「この条例は、平成21年4月1日から施行する」ものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。18番昌浦泰己議員。

○18番（昌浦泰己議員）

説明いただいてわかりました。しかしながら、新旧対照表で、旧の方で漢字の「者」、これを新で「もの」になっているのですが、上の方に、「行う者」とあるのです。これはどういうふうに整合性をとったらいのかというのがちょっと悩むのです。やはり条文改正というのは、常に間違っているところは、その折につけ直していくというのに、片方で漢字の「者」を直しておきながら、もう一方で条文に漢字の「者」をつけ加えるというのは、これはいかがなものなのか。

○議長（阿部五一）

総務部次長。

○総務部次長(兼)総務課長（佐藤敏夫）

お答えいたします。

法制執務上の、漢字の「者」、それからあと平仮名の「もの」のつけ方についてでございますが、原則として次のルールがございます。

まず、漢字の「者」でございますが、これは法律上の人格者、すなわち自然人及び法人を指す場合に用います。

それから、平仮名の「もの」でございますが、これは漢字の「者」も、または別な「物」に当たらない抽象的なものを指す場合や、一定の行為等について用いるということになってございます。

○議長（阿部五一）

18番昌浦泰己議員。

○18番（昌浦泰己議員）

それは説明であって、ゆえに、平仮名の「もの」はこういうふうなのだ、漢字の「者」はこうなのだというのは、前者がこれで、後者がこれなのだというようなことの説明をもう一回してください。

○議長（阿部五一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

ただいまの説明も正しいのですが、ここで言っている「者」、それから平仮名の「もの」なのですから、最初に出てきて、人格、法人を特定する「者」なのです、漢字の方は。それをさらにつけ加えて説明する際に、「もの」というふうにする場合には、後ろはひらがなの「もの」になるのです。そういうルールがあるものですから、その形でこのような形になったということです。

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 12 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 14 議案第 13 号 七ヶ浜町の公の施設の使用について

○議長（阿部五一）

日程第 14、議案第 13 号 七ヶ浜町の公の施設の使用についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（阿部五一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 13 号 七ヶ浜町の公の施設の使用についてであります。これは七ヶ浜町の公の施設であります七ヶ浜町公園墓地「蓮沼苑」を、本市の住民が使用することについて協議するため、地方自治法第 244 条の 3 第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求めます。

なお、詳細につきましては市民経済部長から説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部五一）

市民経済部長。

○市民経済部長（坂内敏夫）

それでは、議案並びに議案関係資料で御説明申し上げます。

議案関係資料 3 の 22 ページをお開き願います。

これは、「蓮沼苑」の区画平面図でございまして、右下にあります D ブロック、総区画数が 600 区画でございます。今回、そのうちの 100 区画を利用させていただくというものでございます。

次に、議案書の 29 ページにお戻りいただきたいと思えます。

先ほど事務局長が朗読しました七ヶ浜町の公の施設の使用についてでございますが、

1、公の施設の名称 七ヶ浜町公園墓地蓮沼苑

2、公の施設の所在 七ヶ浜町代ヶ崎浜字蓮沼 1 番地

3、使用の方法でございますが、（1）は、多賀城市は、市民の利用に供するもので、平成 21 年度のその区画数は 50 区画を限度とすることをうたっております。

（2）は、市民に蓮沼苑の使用権を譲渡するということをうたっております。

（3）は、手続について明記しております。

4 の、経費でございますが、（1）は、多賀城市は、使用料及び管理料を七ヶ浜町に支払うということをうたっております。

（2）は、多賀城市が、使用料及び管理料を市民から徴収するということを明記してございます。

この使用料及び管理料につきましては、議案第 13 号関係資料 3 の 17 ページをお開きいただきます。

七ヶ浜町公園墓地条例の第 9 条（使用料ただし書き）に、1 区画 55 万円と、管理料につきましては、第 11 条に、1 区画につき 10 万円と明記されております。

同じ資料の 20 ページになりますが、これは七ヶ浜町公園墓地蓮沼苑の使用に関する協定書案がございまして、後ほどごらんいただきたいと思えます。

なお、今後の予定でございますが、議会の議決をいただきましたならば、平成 21 年 3 月中には協定書を締結する予定でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。16 番根本朝栄議員。

○16 番（根本朝栄議員）

この「蓮沼苑」、合計 500、200、100 で 800 になりますね。合計すると。本当に七ヶ浜町さんにまず感謝をしたいとこのように思います。

また、この墓地の譲渡に関して、今まで福岡次長を初め担当者の皆さん、本当に苦労してかかわっていただいたとこのように思いますので、本当に感謝を申し上げたいと思います。

平成 21 年度は 50 区画、22 年度も 50 区画ということで、一応そういうふうな形で譲渡を受けて、市民の皆様を提供するというところでございまして、今まで 700 区画のうち、三十何区画でしょうか、このぐらい残っているのですか。そういうことで、今現在 130 ちよつとぐらい、これを入れるとなるということでございますが、この区画平面図を見ますと、今回は D ブロックの 600 区画のうち、多賀城では 200 と 100 を、今回合わせて 300 譲り受けるということで、将来の話で大変申しわけないのですけれども、墓地の需要というのは今後も少しずつではあります、ふえていくような気がするのです。

それで、もしこの 100 区画もそろそろなくなるなというときに、まだ七ヶ浜町さんにお願ひできるぐらいの区画数は残っているのかどうか。

また、今までの協議の中で、「もう多賀城市さんは無理ですよ、これで最後です」とこう言われているのか、その辺の交渉の状況といいますか、あと将来の見通しについてお伺いしたいと思います。

○議長（阿部五一）

市民経済部長。

○市民経済部長（坂内敏夫）

将来の見通しということでございますが、今回譲渡いただきます D 区画の関係なのですが、一応全部で 600 区画ということで、多賀城市の方では、そのうち 15 年、それから 21 年、今回ですが、予定されて、300 ということでございまして、当分の間はこの「蓮沼苑」を使用させていただきたいというふうに思っております。

それから、空き状況ではないですね。D の方ございまして、あとそのほかに、今このブロックで見ますと、B、C、E の関係ですか、これはまだ整備してございませんけれども、七ヶ浜町さんではこの辺にも整備はする予定と伺っておりますので、大丈夫ではないかというふうに考えております。

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 13 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部五一)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 15 議案第 14 号 宮城県市町村自治振興センター規約の変更について

○議長(阿部五一)

日程第 15、議案第 14 号 宮城県市町村自治振興センター規約の変更についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

○議長(阿部五一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(菊地健次郎)

議案第 14 号 宮城県市町村自治振興センター規約の変更についてであります。これは宮城県市町村自治振興センターから、同センターの規約の変更に係る協議の依頼があったことから、同センターの規約を変更することについて、地方自治法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては総務部長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(阿部五一)

総務部長。

○総務部長(澁谷大司)

それでは、議案第 14 号の宮城県市町村自治振興センター規約の変更について説明いたします。

地方自治法の一部を改正する法律、以下「改正法」と言わせていただきます。これが平成 20 年 6 月 18 日に公布されまして、同年 9 月 1 日に施行されました。

改正法は、議員の報酬に関する規定の整備を主な内容としております。

この改正法の施行に伴い、改正することとなる本市の関係条例については、昨年 9 月の平成 20 年第 3 回市議会定例会において議決いただいているところでございます。

このたび、仙台市を除く県内全市町村が加入し、富谷町で職員研修を運営する宮城県市町村自治振興センター管理者から、平成 21 年 1 月 28 日に協議の依頼がありましたので、当該組合規約の変更について、議会の議決をお願いするものであります。

それでは、資料 3 の 23 ページをごらんいただきたいと思います。

第 6 条第 2 項で、組合議員に対しては報酬を支給しないものとされていますが、この「報酬」が名称を「議員報酬」に改められたことにより、文言を改めることとしたものであります。

次に、資料 1 の 32 ページをごらんください。

「この規約は、知事の許可のあった日から施行する」こととしております。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 14 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 16 議案第 15 号 平成 20 年度多賀城市一般会計補正予算（第 5 号）

日程第 17 議案第 16 号 平成 20 年度多賀城市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 18 議案第 17 号 平成 20 年度多賀城市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 19 議案第 18 号 平成 20 年度多賀城市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 20 議案第 19 号 平成 20 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 21 議案第 20 号 平成 20 年度多賀城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 22 議案第 21 号 平成 20 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 3 号）

○議長（阿部五一）

この際、日程第 16、議案第 15 号 平成 20 年度多賀城市一般会計補正予算（第 5 号）から、日程第 22、議案第 21 号 平成 20 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 3 号）までの 7 件を一括議題といたします。

この際、議案朗読を省略し、直ちに市長から提案理由の説明を求めます。

○市長（菊地健次郎）

議案第 15 号、平成 20 年度多賀城市一般会計補正予算（第 5 号）は、歳入歳出にそれぞれ 11 億 7,311 万 9,000 円を追加し、総額 189 億 2,391 万 6,000 円とするものであります。

歳出につきましては、老人保健特別会計繰出金及び下水道事業特別会計繰出金の減額補正、医療扶助費の増額に伴う生活保護費、天真小学校及び第二中学校の地震補強事業費並びに多賀城中学校技術家庭科棟アスベスト対策工事費の増額補正、また、多賀城東小学校安全管理対策事業費及び土地開発基金からの分庁舎用地取得費の追加補正を行うのが主なものであります。

一方、歳入につきましては、法人市民税の増額補正、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金及び財政調整基金繰入金の減額補正、また、今回の歳出補正予算に計上した小中学校地震補強事業費等に係る国庫支出金及び市債の追加補正を行うのが主なものであります。

また、天真小学校及び第二中学校地震補強事業、多賀城東小学校安全管理対策事業、志引団地 13 号線ほか 2 線道路改良事業等について、繰越明許費を設定するとともに、建物等機械警備業務委託等に係る債務負担行為の追加及び業務支援システム借上げ等に係る債務負担行為の変更を行うものであります。

続いて、議案第 16 号 平成 20 年度多賀城市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、歳入歳出にそれぞれ 1 億 2,183 万 6,000 円を追加し、総額 54 億 2,268 万 4,000 円とするものであります。

歳出につきましては、保険給付費の増額補正及び保健事業費の減額補正を行うのが主なものであります。

一方、歳入につきましては、療養給付費負担金、療養給付費交付金及び基金繰入金の増額補正を行うのが主なものであります。

また、レセプト点検業務委託等について債務負担行為の追加を行うものであります。

続いて、議案第 17 号 平成 20 年度多賀城市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）は、歳入歳出からそれぞれ 4 億 9,444 万 2,000 円を減額し、総額 3 億 9,435 万 9,000 円とするものであります。

歳出につきましては、医療給付費の減額補正を行うのが主なものであります。

一方、歳入につきましては、医療費交付金及び医療費負担金の減額補正を行うのが主なものであります。

続いて、議案第 18 号 平成 20 年度多賀城市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、保険事業勘定においては、歳入歳出にそれぞれ 4,758 万 1,000 円を追加し、総額 24 億 4,876 万 2,000 円とするものであります。

歳出につきましては、保険給付費及び基金積立金の増額補正並びに総務管理費及び介護予防事業費の減額補正を行うのが主なものであります。

また、包括的支援事業職員人件費の財源の組み替えを行うものであります。

一方、歳入につきましては、介護従事者処遇改善臨時特例交付金の追加補正、介護給付費の増加に伴う国庫支出金及び支払基金交付金並びに県支出金の増額補正を行うとともに、他会計繰入金の減額補正を行うのが主なものであります。

また、ファクシミリ保守点検業務委託等について、債務負担行為の追加を行うものであります。

介護サービス事業勘定においては、歳入歳出にそれぞれ 5 万円を追加し、総額 122 万 2,000 円とするものであります。

歳出については、保険事業勘定繰出金の増額補正を行うほか、総務管理費及び介護予防支援事業費の減額補正を行うのが主なものであります。

一方、歳入については、介護予防サービス等計画費収入の増額補正を行うとともに、繰入金及び諸収入の減額補正を行うものであります。

なお、介護サービス事業勘定については、事業をすべて民間委託したため、平成 20 年度限りで廃止するものであります。

続いて、議案第 19 号 平成 20 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、歳入歳出からそれぞれ 4,552 万 7,000 円を減額し、総額 30 億 5,884 万 9,000 円とするものであります。

歳出につきましては、汚水管理費及び一般管理費の減額補正を行うのが主なものであります。

一方、歳入につきましては、下水道使用料の増額補正を行うほか、一般会計繰入金の減額補正を行うのが主なものであります。

また、公共下水道建設事業、浸水対策事業及び単独事業について、繰越明許費を設定するとともに、下水ポンプ場管理業務委託等に係る債務負担行為の追加を行うものであります。

続いて、議案第 20 号 平成 20 年度多賀城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、歳入歳出にそれぞれ 453 万 6,000 円を追加し、総額 3 億 9,453 万 6,000 円とするものであります。

歳出につきましては、後期高齢者医療事務システム保守管理業務委託料の追加補正及び後期高齢者広域連合納付金の財源組み替えを行うものであります。

一方、歳入につきましては、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金の追加補正並びに歳出の財源組み替えを伴い、後期高齢者医療保険料の増額補正及び保険基盤安定繰入金の減額補正を行うものであります。

また、後期高齢者医療事務システム保守管理業務委託に係る債務負担行為の追加を行うものであります。

最後に、議案第 21 号 平成 20 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 3 号）は、収入につきましては、預金利息、下水道会計負担金、水資源開発負担金及び工事負担金の増額補正並びに水道料金、一般会計負担金及び有形固定資産売却代金の減額補正を行うものであります。

一方、支出につきましては、固定資産除却費の増額補正並びに受水費、委託料、人件費、減価償却費及び車両購入費等の減額補正を行うものであります。以上です。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。本案 7 件については、委員会条例第 6 条の規定により、21 人の委員をもって構成する補正予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案 7 件については、21 人の委員をもって構成する補正予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました補正予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、全議員 21 名を指名いたします。

○議長（阿部五一）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明 2 月 24 日は休会といたします。

来る 25 日は補正予算特別委員会終了後に本会議を開きます。本日はこれにて散会をいたします。

どうも御苦労さまでございました。

午後 1 時 40 分 散会

以上、地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 21 年 2 月 23 日

議長 阿部 五一

署名議員 米澤 まき子

同 金野 次男